

關東都督府法院判官及檢察官任用令
 右謹テ上奏シ恭シク
 聖裁ヲ仰キ候セテ樞密院ノ議ニ付
 セラレムコトヲ請フ

明治三十九年七月十三日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

内閣府
 秘書官
 印

刑部
密
附
附

勅令第

號

關東都督府法院判官及檢察官任
用令

關東都督府法院判官及檢察官ハ裁判所
構成法ニ依リ判事又ハ檢事タル資格ヲ
有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

附則

本令ハ明治三十九年 月 日ヨリ之ヲ
施行ス

明治二十三年勅令第二百八號中改正
ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治三十九年七月二十五日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望